

令和6年 12 月定例会

令和6年 12 月 17 日(本会議) 一般質問

1 共生社会を推進する取り組みについて

(1)パーキング・パーミット制度の導入について

石川:パーキング・パーミット制度は、佐賀県が平成 18(2006)年に初めて導入して以来、毎年多くの地方公共団体で導入されております。本年 11 月から神奈川県でもパーキング・パーミット制度が導入されたと聞いておりますが、概要をお伺いします。

福祉部長:かながわ障害者等用駐車区画利用証制度、いわゆるパーキング・パーミット制度は、障がいのある方や要介護高齢者、妊産婦の方など歩行が困難な方や移動に配慮が必要な方のための優先駐車区画を、既存の車椅子利用者用駐車区画に加えて設置し、対象者に利用証を交付することで区画の適正利用を推進する制度として神奈川県が 11 月から導入したものでございます。

石川:私も地域や保育園でお会いするお父さん、お母さんから、妊婦のときや子連れのときに駐車場で不便を感じることは多々あるとのことをよくお聞きします。例えば駐車スペースが狭いと、ドアが十分に開けられないので、妊婦さんが車の乗り降りをする際、お腹が大きいために体をひねることが難しく、降りるのが大変だったり、子連れのときにベビーカーを車に乗せて降ろしたりするのが大変だ。あと、雨が降ったときや荷物があつたときにはさらに大変になってしまうなど、様々なエピソードをお聞きしました。パーキング・パーミット制度を導入する必要性について改めてお伺いします。

福祉部長:一定規模の施設に駐車場を設置する場合、車椅子利用者用駐車区画の設置が義務づけられており、障がい者等が使用する区画として整備しておりますが、区画を必要としない方が不適正利用してしまい、本来の利用者が駐車できないといった課題がございました。また、内部障がいなど、外見からは当該区画の利用対象者と分かりづらい方が利用しにくいなどの課題を解消するため、既に他府県で取り組みが進んでいる利用証を活用した本制度の導入に至ったものでございます。

石川:パーキング・パーミット制度の導入に当たり、藤沢市としてはどのような役割を担っているのか、お伺いします。

福祉部長:パーキング・パーミット制度の運営にあたりましては、県が主体的に実施する中で、共同実施に合意をした市町村と連携して取り組んでいくものとなっております。本市におきましては、本年8月に合意をしており、これに基づき、本市ホームページや広報ふじさわへの記事掲載、市民センター・公民館などの市内公共施設に広報物を配架するなど、本制度の周知啓発に努めてまいりました。今後は、さらにSNSを活用するなど、より幅広く情報発信を行ってまいりたいと考えております。

また、利用証の交付につきましては、基本的には神奈川県における電子もしくは郵送申請による対応となりますが、本市におきましては、福祉総務課において即日交付窓口を開設し、利用者の利便性向上に取り組んでいるところでございます。

石川:藤沢市としても、今後、利用者の利便性がさらに進むような取り組みを進める必要があると考えますが、見解をお伺いします。

福祉部長:これまで本市では、朝日町駐車場ハートフルパーキングを優先駐車区画に位置づけし直したほか、保健所に優先駐車区画を新設するなど、本制度の充実に努めておりますが、今後もさらなる優先区画の設置拡大に向けて、引き続き関係課と調整しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、民間施設への協力依頼につきましては、県が主体となり取り組んでおりますが、特に商業施設や医療機関等につきましては、多くの需要が見込まれることから、市といたしましても、関係する部局や関連団体と連携し、事業の周知を行ってまいります。高齢者、障がい者をはじめ、誰もが安全に安心して施設の利用ができるよう、地域共生社会の実現に向けた取り組みの視点からも本制度を推進してまいります。

石川:御答弁ありがとうございました。制度の普及には、さらなる周知活動が不可欠だと考えます。しかし、同時に使う側のマナーもしっかり考えていかなければならないと思います。他市では、やはりそういったマナーを間違った解釈というか、ずるい考え方をして使って、本当に使わなければいけない方が使えないというような事例もお聞きしております。市内の公共施設や民間施設において、優先区画の設置を進めるために、県との連携を一層強化するとともに、市独自の取り組みを展開することが重要だと思います。この制度を一層推進し、地域全体で支え合える社会づくりを進めていただきたいと思います。引き続き、利用者の視点を重視した柔軟な対応をお願い申し上げます。